静岡市アリーナ整備・運営事業
基本協定書（案）

令和７年８月

（令和７年９月 26 日 修正版）

静岡市

目　次

第１条　（目的及び解釈） 1
第２条　（当事者の義務） 2
第３条　（事業予定者の設立） 2
第４条　（株式の譲渡） 3
第５条　（特定事業契約の締結） 4
第６条　（運営権の設定） 5
第７条　（業務の委託・請負） 5
第８条　（準備行為） 5
第９条　（談合その他の不正行為による特定事業契約の不締結等） 5
第 10 条　（暴力団排除に係る特定事業契約の不締結等） 7
第 11 条　（特定事業契約不調の場合の処理） 8
第 12 条　（任意事業の実施） 8
第 13 条　（本事業終了後の代表企業の責任） 9
第 14 条　（秘密保持） 9
第 15 条　（契約の変更） 9
第 16 条　（準拠法及び管轄裁判所） 9
第 17 条　（有効期間） 9
第 18 条　（疑義に関する協議） 10

別紙１　出資者保証書の様式 12

別紙２　誓約書の様式 15

別紙３　業務委託・請負先 16

別紙４　任意事業の実施に関する協定（任意事業協定）の概要 17

静岡市アリーナ整備・運営事業（以下「本事業」という。）に関し、静岡市（以下「本市」という。）と●グループ[1]（以下「落札者」という。）　との間で、以下のとおり、基本協定（以下「本基本協定」という。）を締結する。

（目的及び解釈）

第１条　本基本協定は、本事業に関して本市が実施した総合評価一般競争入札において●グループが落札者として決定されたことを確認し、本市と落札者の設立する本事業の遂行者（以下「事業予定者」という。）との間において、本事業に関し、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）第 14 条第１項及び第２項に基づき、本事業の実施に関する特定事業契約（以下「特定事業契約」という。）を締結することに向けての、本市及び落札者の義務を定めるものとする。

２　本基本協定において用いられる語句は、次の各号に掲げるもの及び本文中において特に明示されているものを除き、本市が令和●年●月●日付けで公表した静岡市アリーナ整備・運営事業入札説明書（その後の変更を含み、以下「入札説明書」という。）において定められた意味を有するものとする。

（１）「応募グループ」とは、本事業が求める経営マネジメント能力及び資本力等を有し、本事業に応募する企業で、複数の企業で構成されるグループをいう。

（２）「代表企業」とは、応募グループにより応募した構成企業のうち、落札者を代表して応募手続を行う企業又は第４条（株式の譲渡）第８項ただし書に基づく変更後の企業をいい、本基本協定締結時点では【代表企業名】をいう。

（３）「構成企業」とは、応募グループを構成し、事業予定者に出資する企業（事業予定者の設立時点におけるその候補者を含む。）をいい、本基本協定締結時点では【代表企業名】、【構成企業名】及び【構成企業名】をいう。この号及び次号における出資とは、議決権付株式及び（もしあれば）完全無議決権株式の保有をいう。

（４）「協力企業」とは、応募グループを構成し、事業予定者に出資しない企業をいい、本基本協定締結時点では【協力企業名】及び【協力企業名】をいう。

（５）「議決権付株式」とは、事業予定者の発行する株式で、一定の条件で議決権を有することとなる株式、及び取得請求権付株式又は取得条項付株式で議決権を有する株式が取得の対価として発行される可能性のある株式を含む、議決権を有する株式（これに係る新株予約権及び新株予約権付社債を含む。）をいう。

（６）「完全無議決権株式」とは、事業予定者の発行する株式で、議決権付株式に該当しない株式（これに係る新株予約権及び新株予約権付社債を含む。）をいう。ただし、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 108 条第１項第８号又は第９号に掲げる事項についての定めがある株式を除く。

[1] 応募者が、応募グループではなく単独の応募企業の場合には、代表企業、構成企業その他応募グループを前提とする規定について適宜修正します。

（７）　「業務委託・請負契約」とは、事業予定者及び業務委託・請負先との間で締結される本事業に係る各業務の全部又は一部に関する業務委託契約若しくは請負契約又はこれらに替わる覚書等をいう。

（８）　「業務委託・請負先」とは、本事業に係る各業務の全部又は一部を事業予定者から直接受託し又は請け負う代表企業、構成企業、協力企業その他第三者をいう。

（９）　「事業提案書」とは、落札者が令和●年●月●日付けで本市に提出した本事業の実施に係る事業提案書一式をいう。

（10）　「法人等」とは、法人又は団体若しくは個人をいう。

（11）　「役員等」とは、法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。

（12）　「本事業開始予定日」とは、令和●年●月●日をいう。

３　本基本協定における各条項の見出しは、参照の便宜のためであり、本基本協定の各条項の解釈に影響を与えるものではない。

４　本基本協定で規定される法令等につき改正又はこれらに替わる新たな制定が行われた場合には、当該改正又は制定後の法令等が本基本協定に適用される。

（当事者の義務）

第２条　本市及び落札者は、本事業に関する、本市と事業予定者との間での特定事業契約の締結及び PFI 法第２条第７項に定める公共施設等運営権（以下「運営権」という。）の設定に向けて、それぞれ誠実に対応しなくてはならない。

２　落札者は、特定事業契約の締結のための協議においては、本市及び事業者選定審査会の要望事項を尊重しなくてはならない。

（事業予定者の設立）

第３条　落札者の構成企業は、本基本協定締結後、遅滞なく、特定事業契約の締結までに、入札説明書及び事業提案書に基づき、株式会社である事業予定者を静岡市内に設立し、その定款の写し、履歴事項全部証明書及び印鑑証明書を本市に提出するものとする。

２　落札者の構成企業は、事業予定者を設立した後、速やかに**別紙１（出資者保証書の様式）**の様式及び内容の出資者保証書を作成して本市に提出する。また、落札者の構成企業は、事業予定者がその設立時に完全無議決権株式を発行する場合、当該発行後速やかに、これを当初取得する落札者の構成企業及び構成企業以外の者（もしあれば）から、**別紙２（誓約書の様式）**の様式及び内容の誓約書を徴求して本市に提出する（事業予定者設立後において完全無議決権株式を発行する場合も同様とする。）。

（株式の譲渡）

第４条　落札者の構成企業は、保有する事業予定者の議決権付株式の譲渡、担保権設定その他の処分を行う場合、時期を問わず、事前に書面による本市の承諾を得なければならない。ただし、他の議決権付株式を保有する者に対して、議決権付株式の一部を譲渡する場合を除く。なお、事業予定者の議決権付株式を新たに発行する場合、事業予定者が本市の事前の承認を受ける義務を特定事業契約に定めることを確認する。

２　前項の規定にかかわらず、本市は、落札者の構成企業から、事業提案書に規定された金融機関等による融資に関連して、当該金融機関等のために、その保有する事業予定者の議決権付株式に担保権を設定する旨の申請があった場合において、当該融資及び担保権設定に関する契約書の写しが本市に提出され、かつ、特定事業契約に基づく協定書が本市と当該金融機関等との間で本市の合理的に満足する内容にて締結されているときは、合理的な理由なくして承諾の留保、遅延又は拒否をしないものとする。

３　落札者の構成企業及び落札者の構成企業以外の者は、保有する完全無議決権株式について、時期を問わず、譲渡、担保権設定その他の処分を行うことができる。

４　第１項及び第３項の譲渡の際の譲受人は、譲渡の時期を問わず、次の各号に掲げる全ての条件に該当する者であることを要し、落札者の構成企業は、自らがかかる譲渡を行う場合にはこれを遵守する。なお、落札者の構成企業以外の者がかかる譲渡を行う場合については、本項と同様の譲渡先の制限に関する事業予定者の義務を特定事業契約に定めることを確認する。

（１）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当しない者であること。

（２）PFI 法第９条に示される欠格事由（ただし、完全無議決権株式については同条第１号を除く。）に該当しない者であること。

（３）民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の決定又は会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行って認定を受けた者については、再生手続開始又は更生手続開始の申立てがなされなかった者とみなす。 なお、外国法人の場合、その適用法令において同等の要件を満たしていると市が確認できることを必要とする。

（４）建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条第３項又は第５項の規定による営業停止の処分を受けていない者であること。

（５）静岡市入札参加停止等措置要綱（平成 24 年４月１日施行）による入札参加停止の措置を受けていない者であること。ただし市長が認める場合は、この限りではな

い。

（６） 暴力団員等（静岡市暴力団排除条例（平成 25 年静岡市条例第 11 条）第２条第３号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第２号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。）及び暴力団員等と密接な関係を有するものであるおそれがあると市長が認める者（以下「暴力団員等密接関係者」という。）に該当しない者であること。

（７） 入札参加者の備えるべき参加資格に関する確認基準日において、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

（８） 静岡市内に営業所等を有する者にあっては、直近の事業年度において、法人市民税及び固定資産税を滞納していない者であること。

（９） その他、入札説明書に定める参加・資格要件を欠く者でないこと。

5　第１項第１文の承諾にあたり、本市は、当該議決権付株式の譲受人が前項の各条件に該当する者であり、かつ、当該譲渡が事業予定者の事業実施の継続を阻害しないと判断した場合には、当該譲渡を承諾するものとする。

6　落札者の構成企業は、本市の承諾を得てその保有する事業予定者の議決権付株式を譲渡する場合又はその保有する事業予定者の完全無議決権株式を譲渡する場合、かかる譲渡の際の譲受人をして、**別紙１（出資者保証書の様式）**又は**別紙２（誓約書の様式）**の様式及び内容の出資者保証書又は誓約書をあらかじめ本市に提出させるものとし、事業予定者が、当該譲渡を行った者に対し、第４項に掲げる条件を満たした上で譲渡を行っていることを誓約させるとともに、譲渡先等、本市が必要とする情報を報告する義務を特定事業契約に定めることを確認する。

7　落札者の構成企業以外の者がその保有する事業予定者の完全無議決権株式を譲渡する場合、事業予定者が、かかる譲渡を行った者をして、その譲受人から、**別紙２（誓約書の様式）**の様式及び内容の誓約書を徴求の上あらかじめ本市に提出させるものとし、また、第４項に掲げる条件を満たした上で譲渡を行っていることを誓約させるとともに、譲渡先等、本市が必要とする情報を報告する義務を特定事業契約に定めることを確認する。

8　前各項の規定にかかわらず、代表企業を変更することはできない。ただし、運営開始日（令和●年●月●日を予定する。）以降に、本市の書面による事前の承認を得た場合を除く。

（特定事業契約の締結）

第５条　本市及び落札者は、本基本協定締結後、本事業開始予定日までに、本市と事業予定者の間で特定事業契約が締結されるよう、誠実に対応する。

2　本市及び落札者は、特定事業契約の締結後も、本事業の実施のために互いに協力しなくてはならない。

（運営権の設定）

第６条　本市は、本施設につき特定事業契約で別途定める条件の全部が成就することを停止条件として、本施設に、事業予定者が本施設に係る維持管理・運営業務を実施するための運営権を設定する。

２　前項に基づき設定された運営権は、特定事業契約で別途定める効力発生要件が充足されることを停止条件としてその効力が発生するものとする。

３　第１項に定める停止条件が全て成就し、運営権が設定された場合、本市は、事業予定者に対し、運営権設定書を交付する。この場合、落札者は、事業予定者をして、事業予定者の費用により、PFI 法第 27 条に基づく運営権の登録に必要な手続を行わせるものとし、本市はこれに協力するものとする。

（業務の委託・請負）

第７条　落札者は、事業予定者をして、本事業に係る各業務のうち別紙３（業務委託・請負先）において事業提案書に基づき「選定済」と記した業務の全部又は一部を業務委託・請負先に委託又は請け負わせる場合、各業務に着手する日までに、当該各業務に係る業務委託・請負先との間で業務委託・請負契約を締結させ、当該契約の締結後速やかに当該契約書の写しを本市に提出させなければならない。

２　落札者は、事業予定者をして、本事業に係る各業務のうち別紙３（業務委託・請負先）において事業提案書に基づき「選定予定」と記した業務の全部又は一部を業務委託・請負先に委託又は請け負わせる場合、各業務に着手する日までに、本市の承諾を得た上で、当該各業務に係る業務委託・請負先との間で業務委託・請負契約を締結させ、当該契約の締結後速やかに当該契約書の写しを本市に提出させなければならない。

３　前二項により事業予定者から業務の実施を受託し又は請け負った構成企業及び協力企業は、当該業務を誠実に実施しなければならない。

（準備行為）

第８条　落札者は、事業予定者の設立の前後を問わず、また、特定事業契約の締結前においても、自己の責任及び費用負担により、本事業の実施及びその事業日程の遵守に関し必要な準備行為（設計に関する打合せを含む。）を行うことができ、本市は、必要かつ相当な範囲で、かかる行為に協力しなくてはならない。

２　落札者は、特定事業契約の締結後速やかに、前項の準備行為の結果（設計に関する打合せの結果を含む。）を、事業予定者に対し引き継ぐものとする。

（談合その他の不正行為による特定事業契約の不締結等）

第９条　本市は、落札者の各企業又は事業予定者が、本事業の入札手続又はその実施に関

して、次の各号のいずれかに該当したときは、本基本協定を解除すること及び特定事業契約を解除し又は特定事業契約を締結しないことができるものとし、このため落札者の各企業又は事業予定者に損害が生じても、本市はその賠償の責めを負わないものとする。

（1） 落札者の各企業又は事業予定者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第３条の規定に違反し又は落札者の各企業又は事業予定者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第８条第１号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が落札者の各企業又は事業予定者に対し、独占禁止法第７条の２第１項（独占禁止法第８条の３において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第２項の規定により取り消された場合を含む。）。

（2） 納付命令又は独占禁止法第７条若しくは第８条の２の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が落札者の各企業若しくは事業予定者又は落札者の各企業若しくは事業予定者が構成事業者である事業者団体（以下「落札者の各企業等」という。）に対して行われたときは、落札者の各企業等に対する命令で確定したものをいい、落札者の各企業等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、本基本協定又は特定事業契約に関し、独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

（3） 納付命令又は排除措置命令により、落札者の各企業に独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本事業が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が落札者の各企業に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札手続が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

（4） 落札者の各企業又は事業予定者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の６又は独占禁止法第89条第１項若しくは第95条第１項第１号に規定する刑が確定したとき。

（5） 落札者の各企業又は事業予定者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2　落札者の各企業又は事業予定者は、前項各号のいずれかに該当するときは、本市が本基本協定を解除するか否か、及び特定事業契約を解除するか否か又は特定事業契約を締結するか否かにかかわらず、●円[2]を違約罰としての賠償金として本市が指

---

[2] 落札者の落札金額の10分の２に相当する額とします。

定する期限までに支払わなければならない。

3　前項の規定にかかわらず、落札者の各企業又は事業予定者は、次の各号のいずれかに該当したときは、●円[3]を違約罰としての賠償金として支払わなければならない。

（１）第１項第１号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第７条の２第７項の規定の適用があるとき。

（２）第１項第４号に規定する刑に係る確定判決において、落札者の各企業又は事業予定者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

4　前二項の規定にかかわらず、本市は、本市に生じた実際の損害額が各項に規定する賠償金の額を超える場合においては、落札者の各企業又は事業予定者に対しその超過分につき賠償金を請求することができる。

5　第二項から前項までの場合において、落札者の各企業及び事業予定者は、賠償金を連帯して本市に支払わなければならない。落札者が既に落札者となった応募グループを解散しているときは、落札者の各企業であった者についても、同様とする。

（暴力団排除に係る特定事業契約の不締結等）

第 10 条　本市は、落札者の各企業が次の各号のいずれかに該当するときは、本基本協定を解除すること及び特定事業契約を解除し、又は特定事業契約を締結しないことができるものとし、このため落札者の各企業に損害が生じても、本市はその賠償の責めを負わないものとする。

（１）法人等の役員等に暴力団員等、暴力団員の配偶者及び暴力団員等密接関係者がいると認められるとき。

（２）暴力団員等、暴力団員の配偶者及び暴力団員等密接関係者がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。

（３）法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等、暴力団員の配偶者及び暴力団員等密接関係者又は暴力団員等、暴力団員の配偶者及び暴力団員等密接関係者が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。

（４）法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等、暴力団員の配偶者及び暴力団員等密接関係者又は暴力団員等、暴力団員の配偶者及び暴力団員等密接関係者が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

（５）法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等、暴力団員の配偶者及び暴力団員等密接関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

（６）法人等の役員等又は使用人が、第１号から第５号のいずれかに該当する法人等で

---

[3] 落札者の落札金額の 10 分の３に相当する額とします。

あることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

2　落札者の各企業は、前項各号のいずれかに該当するときは、本市が本基本協定を解除するか否か、及び特定事業契約を解除するか否か又は特定事業契約を締結するか否かにかかわらず、●円[4]を違約罰としての賠償金として本市が指定する期限までに支払わなければならない。

3　前項の規定にかかわらず、本市は、本市に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、落札者の各企業に対しその超過分につき賠償金を請求することができる。

4　前二項の場合において、落札者の各企業は、賠償金を連帯して本市に支払わなければならない。落札者が既に落札者となった応募グループを解散しているときは、落札者の各企業であった者についても、同様とする。

（特定事業契約不調の場合の処理）

第 11 条　本市及び落札者は、事由の如何を問わず、本事業開始予定日までに本市と事業予定者との間で特定事業契約が締結に至らなかった場合、本市及び落札者が本事業の準備に関して既に支出した費用は各自の負担とし、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。ただし、第９条（談合その他の不正行為による特定事業契約の不締結等）第１項又は第 10 条（暴力団排除に係る特定事業契約の不締結等）第１項の規定に従い特定事業契約が解除され又は特定事業契約が締結に至らなかった場合、若しくは落札者の故意又は重大な過失により特定事業契約が締結に至らなかった場合には、本市は落札者に対し、本基本協定の規定に従い賠償金を請求することができる。

（任意事業の実施）

第 12 条　落札者の各企業は、自ら若しくは自らが出資する会社（事業予定者を含む。）又は事業予定者と連携する企業（総称して、以下「任意事業実施企業」という。）をして、事業提案書に基づき、関係法令を遵守し、任意事業実施企業の責任及び費用負担において、任意事業を行い、又は行わせることを誠実に検討するものとし、本市は関係機関との調整等について協力するものとする。

2　任意事業の実施に関し、当該任意事業を行う落札者の各企業は（落札者の各企業以外の者が任意事業実施企業である場合には、落札者の各企業は、当該任意事業実施企業をして）、本市との間で、任意事業に係る事業内容確定後速やかに、大要**別紙４（任意事業の実施に関する協定（任意事業協定）の概要）**に定める内容にて、任意事業協定を締結するものとする。

3　落札者の各企業は、自ら又は任意事業実施企業をして、事業提案書に基づく任意

[4] 落札者の落札金額の 10 分の１に相当する額とします。

事業の企画検討及びその実施に関し、最大限の努力を行うものとする。

（本事業終了後の代表企業の責任）

第 13 条　事業期間終了後、事業予定者が解散等を行う場合において、本市の請求があるときは、代表企業は、特定事業契約に基づき事業予定者が本市に対して負担する義務を、特定事業契約の規定に従い免責的に引き受けるものとする。

（秘密保持）

第 14 条　本市と落札者は、相手方当事者の事前の書面による承諾なくして、本基本協定に関する情報（本事業を実施する上で知り得た秘密を含む。）を第三者に開示してはならず、本基本協定の履行又は本事業の実施の目的以外には使用してはならない。ただし、既に自ら保有していた情報、既に公知の事実であった情報、その取得後自らの責めによらずして公知になった情報及びその取得後正当な権利を有する第三者から何らの秘密保持義務を課せられることなしに取得した情報を除く。

2　前項の規定にかかわらず、本市及び落札者は、次に掲げる場合に限り、本基本協定に関する情報を開示することができる。

（１）当該情報を知る必要のある本市又は落札者の役員、従業員、弁護士、公認会計士、税理士その他の専門家に対して、本市及び落札者と同等以上の秘密保持義務を負うことを条件として開示する場合

（２）当該情報を知る必要のある業務委託・請負先、若しくは本事業に関して事業予定者に融資等を行う金融機関等又はこれらの者の役員、従業員、弁護士、公認会計士、税理士その他の専門家に対して、本市及び落札者と同等以上の秘密保持義務を負うことを条件として開示する場合

（３）法令等又は裁判所、監督官庁若しくはその他の公的機関（金融商品取引所、金融商品取引業協会を含む。）の命令により開示を求められた情報を開示する場合

（契約の変更）

第 15 条　本基本協定は、本市及び落札者の書面による合意がなければ、これを変更することができない。

（準拠法及び管轄裁判所）

第 16 条　本基本協定は日本国の法令に従い解釈されるものとし、本基本協定に関する一切の紛争については、静岡地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

（有効期間）

第 17 条　本基本協定の有効期間は、別段の合意がある場合を除き、本基本協定の締結日から本事業終了の日までとする。

２　前項の規定にかかわらず、本基本協定の規定に従い、特定事業契約が解除され又は特定事業契約が締結に至らなかった場合には、本市又は落札者の代表企業が相手方に対して書面で通知することにより、本基本協定の有効期間は終了する。

３　前二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる規定の効力は、本基本協定の有効期間の終了後も存続するものとする。

（１）第９条（談合その他の不正行為による特定事業契約の不締結等）第２項から第５項まで

（２）第 10 条（暴力団排除に係る特定事業契約の不締結等）第２項から第４項まで

（３）第 11 条（特定事業契約不調の場合の処理）

（４）第 13 条（本事業終了後の代表企業の責任）

（５）第 14 条（秘密保持）

（６）第 16 条（準拠法及び管轄裁判所）

（７）本条（有効期間）

（疑義に関する協議）

第 18 条　本基本協定に定めのない事項について定める必要が生じた場合又は本基本協定の解釈に関して疑義が生じた場合は、その都度、本市及び落札者が誠実に協議して、これを定めるものとする。

（以下余白）

以上を証するため、本基本協定書を２通作成し、本市並びに落札者の代表企業、構成企業及び協力企業がそれぞれ記名押印の上、本市及び落札者の代表企業が各１通を保有する。

令和●年●月●日

（本市）

（落札者）　　　　（代表企業）

（構成企業）

（構成企業）

（協力企業）

（協力企業）

別紙１　出資者保証書の様式

●年●月●日

静岡市

【肩書き】【●】殿

出資者保証書

静岡市（以下「本市」という。）並びに落札者である【代表企業名】、【構成企業名】及び【構成企業名】（以下総称して「当社ら」という。）と間で、令和●年●月●日付けで締結された「静岡市アリーナ整備・運営事業　基本協定書」（以下「本基本協定」という。）に関して、当社らは、本日付けをもって、下記の事項を本市に対して誓約し、かつ、表明・保証いたします。なお、特に明示の無い限り、この出資者保証書において用いられる語句は、本基本協定において定義された意味を有するものとします。

記

１　事業予定者が、●年●月●日に、会社法（平成 17 年法律第 86 号）上の株式会社として適法に設立され、本日現在有効に存在すること。

２　（１）本日時点における事業予定者の総株主の発行済株式の総数は●株であること。

（２）当社らが保有する事業予定者の議決権付株式の総数は●株であり、そのうち●株は【代表企業名】が、●株は【構成企業名】が、●株は【構成企業名】が、それぞれ保有すること。当社らがかかる株式の引受けにあたり払い込んだ出資金の合計額は●円であり、そのうち●円は【代表企業名】が、●円は【構成企業名】が、●円は【構成企業名】がそれぞれ払い込み済みであること。

（３）当社らが保有する事業予定者の完全無議決権株式の総数は●株であり、そのうち●株は【代表企業名】が、●株は【構成企業名】が、●株は【構成企業名】が、それぞれ保有すること。当社らがかかる株式の引受けにあたり払い込んだ出資金の合計額は●円であり、そのうち●円は【代表企業名】が、●円は【構成企業名】が、●円は【構成企業名】がそれぞれ払い込み済みであること。

（４）当社ら以外の者が保有する事業予定者の完全無議決権株式の総数は●株であり、そのうち●株は【企業名】が、●株は【企業名】が、●株は【企業名】が、それぞれ保有すること。当社ら以外の者がかかる株式の引受けにあたり払い込んだ出資金の合計額は●円であり、そのうち●円は【企業名】が、●円は【企業名】が、●円は

【企業名】がそれぞれ払い込み済みであること。

3　事業予定者が、本事業の実施に必要な資金調達を行うことを目的として、当社らが保有する事業予定者の議決権付株式の全部又は一部を、金融機関等に対して譲渡し又は当該議決権付株式の全部又は一部に担保権を設定する場合、事前に、その旨を本市に書面で通知し承諾を得ること。この場合、当該融資及び担保権設定に関する契約書の写しを、契約締結後速やかに本市に提出すること。

4　前項に規定する場合又は本基本協定第４条（株式の譲渡）第１項第１文に基づく本市の事前の書面による承諾がある場合若しくは同項ただし書の場合を除き、当社らのうち代表企業である【代表企業名】（以下「代表企業」という。）は、当該議決権付株式持分の譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行わないこと。また、本事業の事業期間中は、本基本協定第４条（株式の譲渡）第８項ただし書の場合を除き、代表企業を変更しないこと。

5　第３項に規定する場合又は本基本協定第４条（株式の譲渡）第１項第１文に基づく本市の事前の書面による承諾がある場合若しくは同項ただし書の場合を除き、当社らのうち代表企業でない構成企業である【構成企業名】及び【構成企業名】は、事業予定者の議決権付株式の譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行わないこと。

6　当社らが保有する事業予定者の議決権付株式又は完全無議決権株式を譲渡する場合、事前に、譲受予定者からこの出資者保証書又は本基本協定別紙２（誓約書の様式）と同じ様式の出資者保証書又は誓約書を徴求し本市に提出すること。

7　当社らを代表又は代理して本基本協定及びこの出資者保証書に署名又は記名捺印した者は、法令等、定款、その他社内規則で必要とされる手続に基づき、各当社らを代表して本基本協定及びこの出資者保証書に署名又は記名捺印する権限を付与されていること。

以上

（代表企業）
【代表企業名】

（構成企業）
【構成企業名】

（構成企業）
【構成企業名】

別紙２　誓約書の様式

●年●月●日

静岡市
【肩書き】　【●】殿

誓約書

静岡市（以下「本市」という。）並びに落札者である【代表企業名】、【構成企業名】及び【構成企業名】との間で、令和●年●月●日付けで締結された「静岡市アリーナ整備・運営事業　基本協定書」（以下「本基本協定」という。）に関して、当社は、本日付けをもって、下記の事項を本市に対して誓約し、かつ、表明・保証いたします。なお、特に明示の無い限り、この誓約書において用いられる語句は、本基本協定において定義された意味を有するものとします。

記

1　本日時点における当社が保有する事業予定者の完全無議決権株式の数は●株であること。当社がかかる株式の引受けにあたり払い込んだ出資金の額は●円であり、払込済みであること。

2　当社が保有する事業予定者の完全無議決権株式を譲渡する場合、本基本協定第４条（株式の譲渡）第４項に掲げる条件を満たすことを要し、また、事前に、譲受予定者からこの誓約書と同じ様式の誓約書を徴求し本市に提出すること。

3　当社を代表又は代理してこの誓約書に署名又は記名捺印した者は、法令等、定款、その他社内規則で必要とされる手続に基づき、当社を代表してこの誓約書に署名又は記名捺印する権限を付与されていること。

以上

【企業名】

別紙３　業務委託・請負先

段階	業務の内容	選定済／選定予定の別[5]	選定済の場合、代表企業／構成企業／その他業務委託・請負先の別	選定済の場合、会社名
設計・建設	設計業務	●	●	●
	建設業務	●	●	●
	工事監理業務	●	●	●
開業準備	開業準備業務	●	●	●
維持管理・運営	維持管理業務	●	●	●
	運営実施業務	●	●	●
	自主事業	●	●	●
共通	統括マネジメント業務	●	●	●

以上

[5] 事業提案書に基づき「選定済」又は「選定予定」と記載する。

別紙４　任意事業の実施に関する協定（任意事業協定）の概要[6]

１　任意事業協定の当事者

静岡市（以下「本市」という。）及び任意事業実施企業

なお、任意事業が複数である場合、個別の任意事業ごとに任意事業協定を締結するものとする。

２　任意事業協定の開始時期及び終了時期

・開始時期：　任意事業実施企業により事業内容の企画検討を誠実に行った上で事業内容が確定後速やかに（遅くとも運営開始予定日である令和●年●月●日までに）

・終了時期：　事業提案書に定める任意事業の終了日又は特定事業契約の全部が終了した日のいずれか早い日（ただし、本市が特定事業契約に基づき事業予定者に対して承諾することにより、中止、終了又は延長することがあり得る）

３　任意事業協定における当事者間の義務

・本市：　任意事業の実施に係る関係機関との調整等について協力するものとする。

・任意事業実施企業：　事業提案書に基づく任意事業の実施に関して最大限の努力を行うものとする。

４　モニタリング

本市及び任意事業実施企業は、別途協議の上、任意事業に係るガバナンス基本計画を作成するとともにモニタリング組織を設置し、任意事業実施企業の提案内容を基に設定された業務目標の達成状況や継続性等を確認・共有する。

また、本市は、任意事業実施企業による任意事業の実施状況につき、事業提案書を充足していないと判断した場合、当該任意事業に係るガバナンス基本計画に基づき、任意事業実施企業に対して、注意、是正指導、是正勧告等を行うことができるものとする。

さらに、本市は、任意事業実施企業が合理的な理由（任意事業の実施について経済的合理性が認められないと任意事業実施企業が合理的に判断し、かつ本市がこれに同意した場合等）なく、事業提案書どおり任意事業を実施しなかったと判断した場合、任意事業実施企業に対して違約金等の支払を請求できるほか、任意事業実施企業が任意事業を実施しなかった事実について公表できるものとする。

５　任意事業の変更及び終了

任意事業実施企業は、社会情勢の変化又は任意事業の実施に経済的合理性が認められない等のやむを得ない事情がある場合は、任意事業の内容の変更又は終了を本市に提案することができる。

---

[6] 事業予定者自身が任意事業を実施する場合、各事項については、必要に応じ適宜調整する。

この場合、任意事業実施企業と本市は、協議の上、合意により、任意事業の内容の変更又は終了を行う。本市及び任意事業実施企業は、かかる任意事業の内容の変更又は終了に関し、合理的な理由なくして合意の留保、遅延又は拒否をしないものとする。

なお、任意事業の変更又は終了に必要な許認可又は届出若しくは報告は、任意事業実施企業の責任及び費用負担において取得するものとする。

6　任意施設の使用権原

任意施設（任意事業に必要な施設をいう。）又はその敷地の使用権原については、事業提案書の内容を踏まえ、本市及び任意事業実施企業が協議して定めるものとする。

7　その他

この別紙に定めのない事項については、任意事業協定の締結までに、本市及び任意事業実施企業が協議して定めるものとする。

以上